

JCB法人カード 会員規約（一般法人用）

第1章総則

第1条(法人会員とカード使用者)

1.株式会社足利銀行(以下「当行」という。)[および株式会社ジェーシービー](#)(以下「JCB」という。)が運営するカード取引システム(以下「JCB カード取引システム」という。)に当行および JCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体(以下総称して「法人等」という。)または個人で事業を営む方(以下「個人事業主」という。)で両社が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主を法人会員といたします。また、個人事業主である法人会員を個人事業主会員といたします。

2.カード(第3条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえ JCB カード取引システムに申し込まれた個人の方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をカード使用者といたします。また、カード使用者のうち、法人等を代表する権限のある方を代表使用者といたします。

3.法人会員と代表使用者を併せて支払責任者といたします。

4.法人会員とカード使用者を併せて会員といたします。

5.個人事業主会員自身がカード使用者となったときは、当該個人事業主は、本規約に定められた法人会員としての責任およびカード使用者としての責任の双方を負うものとします。

6.法人会員は、カード使用者(ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。)[に対し](#)、法人会員に代わってカード(当該カードのカード番号を含む。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(ショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。))[および、第5条の2第4項に定める WEB サービス等および](#)、第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。

7.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。

8.会員は、法人会員の営業のためにのみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員および代表使用者は、当該利用について当然に支払義務を負うものとします。

9.会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カードの利用可能枠、利用範囲、利用方法等が異なります。なお、会員区分は、法人会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、変更することができます。

10.カード使用者が両社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、カード使用者が両社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。

11.法人会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外の JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第8条第1項を準用するものとします。

12.会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、付帯サービスの内容・条件その他の条件が適用されます。また、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

第3条(カードの貸与およびカードの管理)

1.当行は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、IC チップが組み込まれた IC カード(以下「IC カード」という。)を含みます。[また](#)、カード使用者は、カード(~~ただし~~、を貸与されたとき、カードに署名欄(~~(サインパネル)~~が設けられていないカードを除く。))を貸与されたときに)がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

2.カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。

(1)カード使用者の氏名

(2)カード番号およびカードの有効期限(以下併せて「カード番号等」という。)

(3)セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)

J C B法人カード 会員規約（一般法人用）
非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
3.カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、カード使用者本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。
第 5 条(カードの機能)
1.会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第 3 章(ショッピング利用)に定める機能を利用することができます。
2.ショッピング利用は、会員が加盟店(第 22 条に定めるものをいう。以下同じ。)から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
第5条の2 WEB サービス等
1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定の WEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB 等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等(ただし、法人会員については MyJCB)に利用登録されるものとします。
2.MyJCB 等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB 利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
3.カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス(「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。)の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。なお、法人会員とカード使用者では WEB サービス等のうち利用できる機能が異なります。
5.カード使用者は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCB または当行から送信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまでは E メールによる送信のみとなります。
6.カード使用者は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
7.カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
第 6 条(付帯サービス等)
1.会員は、第 3 章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCB または当行もしくは JCB が提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2.付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード(第 3 条に定めるものをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できない ETC カード等またはモバイル端末等は含まない。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCB またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
4.会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEB サービス(「MyJCB」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。会員は、入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。
5.4.会員は、当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。

第 10 条(届出事項の変更)	
1.会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座(第 27 条に定めるものをいう。)、E メールアドレス等、 <u>個人事業主会員に係る国籍、在留情報(個人事業主会員が外国人である場合の在留資格、在留期間(出入国管理および難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。))等をいう。)</u> 、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、E メールアドレス等(以下「届出事項」という。))について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	
2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。	
3.第 1 項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。	
第 2 章会員情報の取り扱い	
第 13 条(会員情報の収集、保有、利用、預託)	
1.会員等は、両社が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	
(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当行もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を収集、利用すること。	
①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、E メールアドレス等、法人会員等が入会申込時および第 10 条等に基づき入会後に届け出た事項。	
②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、E メールアドレス等、カード使用者等が入会申込時および第 10 条等に基づき入会後に届け出た事項。	
③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。	
④会員のカードの利用内容、支払責任者の支払状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。	
⑤法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、当行または JCB が収集した代表者等(第 14 条第 1 項に定めるものをいう。)のクレジット利用・支払履歴。	
⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。	
⑦当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。	
⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。	
⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)	

J C B法人カード 会員規約（一般法人用）	
⑩インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。 (2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。 ①カードの機能、付帯サービス等の提供。 ②当行もしくは JCB または両社のクレジットカード事業、その他の当行もしくは JCB または両社の事業（当行または JCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。 ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。 ④両社事業における宣伝物の送付または電話・E メールその他の通信手段等の方法による、当行、JCB または加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。 ⑤刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。 (3)本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を当該業務委託先に預託すること。 (4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑨⑩の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑨⑩の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。 2.会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第 1 項(1)①②③④⑤の会員情報（第 14 条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。）を共同利用することに同意します（JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/ ）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。 3.会員等は、当行または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は 本規約末尾に記載のとおりです。 ）。 次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/ 。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。	
第 3 章ショッピング利用、海外キャッシング 1 回払い	
第 22 条(ショッピングの利用)	
1.会員は、JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の認める国内および国外の JCB カードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第 2 項から第 5 項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行	

J C B法人カード 会員規約（一般法人用）

に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、 所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと 、 <u>原則として</u> 加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、 または、署名と暗証番号の入力の両方を行うこと により、 ショッピング利用を行うことができます。 なお、 売上票への署名 <u>また JCB が認める場合には</u> 加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、 <u>カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の</u> 所定の手続きを行うことにより、 または売上票への署名 や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。
3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および 売上票へ暗証番号の署名 <u>入力</u> を省略することができます。
4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、 <u>暗証番号の入力または、売上票への署名等</u> （以下「 <u>暗証番号入力等</u> 」という。）を行い、残額（ 署名暗証番号入力 等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、 売上票への署名 <u>暗証番号入力</u> 等を省略することができます。
5.通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、支払責任者は第 33 条第 1 項なお書きおよび第 33 条第 3 項に従い、支払義務を負うものとします。
6.会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7.ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
(1)当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。
(2)当行、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行または JCB において法人会員のカード番号・所在地・電話番号およびカード使用者の氏名その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている会員情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
(3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める <u>操作本人認証手続き</u> を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定 <u>同規定</u> に定めるパスワードを誤って入力した場合、 <u>その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗</u> した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。
8. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとし、支払責任者の当行に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。
9.カード使用者がカードを使用して商品・権利を購入しまたは役務の提供等を受けた場合、カード使用者は法人会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は法人会員が負担するものとします。
10.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードの利用可能枠（第 19 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
(1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
(2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

JCB法人カード 会員規約（一般法人用）	
(3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式	
11.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 20 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。	
第 4 章お支払い方法その他	
第 28 条(明細)	
1.当行は、当行所定の方法（法人会員が「 MyJCB 」および「MyJ チェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当行は、法人会員が「 MyJCB 」および「MyJ チェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。	
2.当行が法人会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとします。	
第 32 条(期限の利益の喪失)	
支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。	
(1)支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。	
(2)支払責任者が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。	
(3)支払責任者が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。	
(4)支払責任者が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。	
(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当行が判断したとき。	
(6)会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき(第 11 条の 2 第 1 項に違反する場合を含むが、これに限らない。）。	
(7)第 33 条第 3 項(1)、(2) 、(3)、(9)または(10)のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。	
第 32 条の 2(取引の制限等)	
当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、これに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。	
(1)支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他支払責任者の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合	
(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および支払責任者の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当行が判断した場合	
(3)会員が第 11 条の 3 に違反しているか、または違反しているおそれがあると当行が判断した場合	
(4)会員が第 10 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合	
<u>(5)個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u>	
(5) (6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合	
第 33 条(退会および会員資格の喪失等)	
1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。	
2.会員は、当行が第 3 条、第 4 条または第 7 条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。	

JCB法人カード 会員規約（一般法人用）

3.会員（(4)または(8)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、<u>(11)</u>のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、<u>(11)</u>においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当行がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。
(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
(2)会員が本規約に違反したとき。
(3)支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当行が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。
(4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
(5)会員、法人会員の役職員等（法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配もしくは法人会員の経営に影響力を行使できる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
(6)会員または法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
(7)会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当行、JCB または両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
(8)カード使用者が死亡したことを当行が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。
(9)会員が第11条の3に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第10条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
(10)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
<u>(11)個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。</u>
4.カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者によるカードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
5.当行は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。
6.第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
7.第3項または第4項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。
第40条(会員規約およびその改定)

J C B法人カード 会員規約（一般法人用）	
本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	
附則	
<u>第5条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」(なお、法人会員においては「MyJCB」のみ)の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等(なお、法人会員においては「MyJCB」のみ)の登録を行います。</u>	
※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)。2025年02月28日現在	
(KKG16・00555・20250228)	